

口座振替Q&A

Q 1 現在口座振替を利用しているが、指定口座を変更するにはどうすればよいでしょうか？

⇒新たにご利用予定の金融機関で口座振替の変更手続きを行ってください。
原則として、依頼月の翌月以降に口座振替を開始します。
※口座振替の開始日は、変更手続きを行った時期によって、異なる場合があります。

Q 2 口座振替をやめるにはどうすればよいでしょうか？

⇒現在ご利用されている金融機関で口座振替廃止の手続きを行ってください。

Q 3 口座振替を利用したら、領収証書は発行されないのでしょうか？

⇒領収証書は発行されませんので、通帳記帳によりご確認ください。
ただし、軽自動車税についてのみ、口座振替により納付のあった方で、前年以前の未納がない方については「軽自動車税納税証明書」を当該年度の6月上旬に郵送します。

Q 4 固定資産税の納税義務者が亡くなりました。口座振替はできるのでしょうか？

⇒口座が凍結してしまうため、口座振替はできませんので、後日送付される納付書で納付してください。不動産の相続登記が完了し、新たな納税義務者が決定したら、再度口座振替の手続きを行ってください。
※ご利用中であった金融機関でも、口座振替廃止の手続きを行ってください。

Q 5 口座振替により納付できる納税義務者は、どのような人ですか？

⇒預金者または同一世帯の人およびそれに準ずる人に限ります。